

令和5年第9回美祢市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和5年 8月 17日(木) 午後2時00分
- 2 場 所 美祢市民会館 2階 大会議室
- 3 出席農業委員 議長 山本 正二
1番 武藤 康志 2番 伊藤 新司 3番 俵 薫
4番 井町 哲 5番 伊藤 美和子 6番 縄田 善博
8番 前田 耕次 9番 中嶋 友之 10番 中野 修
11番 石田 健治郎 12番 中嶋 誠 13番 安部 好恵
14番 岸 英法 15番 馬屋原 眞一 16番 高見 清
17番 村上 浩一 18番 安富 法明 19番 山本 正二
- 4 欠席農業委員 7番 倉増 知
- 5 出席推進委員 安永 彰 村中 清美 原田 一馬
野上 武史 秋永 明
- 6 欠席推進委員 松田 孝子 山田 孝治 弘中 隆司
- 7 事務局 事務局長 河野 哲広 副主幹 井村 光敬 主事 小池 正晃

事務局	午後2時00分開会
議長	<p>互礼。</p> <p>只今より令和5年第9回総会を開会いたします。本日の出席委員19名中18名、よって定数に達しておりますので本総会が成立しております。欠席委員は、7番、倉増委員でございます。それでは美祢市農業委員会規則第16条第2項の規定により、議事録署名人を議長より指名したいと思います但よろしゅうございますか。それでは指名いたします。4番、井町委員、14番、岸委員。よろしく願いいたします。</p> <p>議事順位第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地法第3条、許可申請1件について説明いたします。</p> <p>権利については所有権の移転です。土地の表示については記載のとおりです。土地の維持管理が困難となったため双方の合意により譲渡人より申請地を譲り受けるものです。まず第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は新規の農地取得ですが必要な農機具をすでに保有されていることから農地を効率的に耕作管理することが見込まれます。第2号で禁止されている農地所有適格法人以外の法人の取得ではございません。第3号で禁止されている信託の引き受けによる取得ではございません。第4号の農作業常時従事要件ですが譲受人の農作業を行う日数は基準を満たすであろうと考えます。第5号の転貸禁止要件に該当しません。最後に第6号の周辺農地の利用に支障はないものと考えられます。この件につきまして農地法第3条第2項の第1号から第6号の許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上でございます。ご審議の程よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。この件につきましては新規就農でございますので、現地調査は行っておりません。もし分かれば、地元委員の報告をお願いします。</p>
野上推進委員	<p>推進委員の野上でございます。この現場の確認はしております。特段、問題はございません。</p>

議長	<p>ありがとうございます。委員の皆さんより何かご意見ございましたらお願いいたします。</p> <p>よろしゅうございますか、それでは採決に移りたいと思います。議案第1号につきまして原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員賛成、よって議案第1号は原案のとおり決定をいたします。</p> <p>それでは続きまして議事順位第2 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>2件朗読。</p> <p>農地法第4条許可申請2件について説明いたします。</p> <p>1件目、2ページ、資料2の箇所です。申請地は●●から南西に2.3kmの位置にある農用地区域外農地です。高齢で耕作管理が困難なので、クヌギ1000本を植林するためのものです。この案件については農地法第4条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>2件目、3ページと4ページ、資料3の箇所です。申請地は●●から北西に2.2kmの位置にあります。申請地は6月に軽微な変更の申請をされました、施設用地です。申請地は現在の住宅施設に隣接する農地および宅地を一体的に活用して、資材置場・駐車場を建設するためのものです。この件につきまして平成20年頃より農地法の許可を得ることなく、農業用倉庫を建設されております。このことに対するお詫びと今後農地法を遵守する旨の始末書が提出されております。この案件については農地法第4条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上でございます。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございます。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いします。</p>
村上委員	<p>17番の村上です。よろしく申し上げます。8月7日、事務局2名、山本会長、高見委員、村上委員5名と担当委員で現地調査をしました。</p>

	<p>1 番目です。申請地は●●を左側に回ったら、100m行った所に申請地があります。右側を見てください。この●●を調査しました。●●は、梨の栽培をしていたのですが、高齢により維持管理が難しくなったため、クヌギ1000本を植林して山林として管理を行いたいということです。ほとんどが山林で、問題はないと思います。ご審議の程よろしく申し上げます。</p> <p>続いて2番目です。申請地は、●●を●●から●●に向かい、●●があります。そこを左に曲がって●●を右側に曲がって、橋を渡ったらこの申請地があります。6月に除外申請の提出があつて承認されております。農業用倉庫を建てられる予定です。水路と農道には影響はないと思います。審議の程よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございます。では地元委員より補足説明がございましたらお願いいたします。</p>
秋永推進委員	<p>秋永と申します。よろしく申し上げます。8月7日に現地立会しました。あの周りは山ばかりです。梨栽培をやめてクヌギを植林することなのですが、特に問題は無いようでした。以上です。</p>
安永推進委員	<p>真長田の推進委員の安永です。農業委員の言われるとおりの問題ないと思われます。審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。委員の皆さんより何かご意見ございましたらお願いいたします。</p> <p>よろしゅうございますか。</p> <p>採決に移りたいと思いますが、よろしゅうございますか。</p> <p>議案第2号につきまして原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員賛成、よつて議案第2号は原案のとおり決定をいたします。</p> <p>それでは続きまして議事順位第3 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。</p>

事務局	<p>1 件朗読。</p> <p>農地法第 5 条許可申請 1 件について説明します。</p> <p>5 ページ～7 ページ、資料 4 の箇所です。申請者は●●に本店を置く太陽光発電事業を営む法人です。申請地は●●から東へ 2.9 k m の位置にある、農用地区域外農地です。申請地を取得し売電事業を行うため、最大発電出力 4 9 . 5 k w の太陽光発電施設を設置するためのものです。この案件について農地法第 5 条 第 2 号各項に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いします。</p>
村上委員	<p>村上です。第 5 条の件で説明したいと思います。申請地は●●を過ぎて●●がを右に曲がって約 2 k m 行った所にあります。地図の右側をご覧ください。下側が●●番、上側が●●番です。この●●番と●●番の間にはトラックが通るくらいの幅があります。そして●●番と●●番の間にも道があります。そこは原野になっています。その間に川、水路があつて細い道があります。太陽光発電を増設しても問題はないと思います。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。地元委員は今日欠席ですか。</p>
事務局	<p>欠席なので、縄田委員に代理でお願いします。</p>
縄田委員	<p>山田推進委員が欠席のため代弁致します。現地は十分見ております。周りがほとんど田んぼでは無くて、ススキになっています。特に、問題ないと思います。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。委員の皆さんより何かご意見ございましたらお願いいたします。</p> <p>よろしゅうございますか。</p> <p>それでは採決に移りたいと思います。議案第 3 号につきまして原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>(挙手)</p>

議長	<p>ありがとうございます。全員賛成、よって議案3号は原案のとおり決定をいたします。</p> <p>それでは続きまして議事順位第4 議案第4号 農地利用集積計画の決定について、を議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは本日配布しております令和5年8月31日告示、令和5年9月1日開始の農用地利用集積計画をご覧ください。今回全体で7筆でございます。利用権設定面積が新規と再設定と合計しまして、10,734.00㎡でございます。貸し手が4名、受け手が3名でございます。内訳は4ページ目でございます。</p> <p>続きまして改正前の農業経営基盤強化促進法第18条 第3項の要件、農用地の利用計画が基本構想に適合すること、農用地を効率的に利用して耕作すること、耕作に必要な農作業に常時従事することの利用計画要件を満たしていると考えます。ご審議の程よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。委員の皆さんより何かご意見等ございましたらお願いたします。</p> <p>よろしゅうございますか。それでは採決に移りたいと思います。議案第4号につきまして原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員賛成、よって議案第4号は原案のとおり決定をいたします。</p> <p>それでは続きまして議事順位第5 報告第1号 畑地造成事前報告書について事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>1件朗読。</p> <p>畑地造成事前報告1件について説明いたします。資料8ページ9ページ、資料5をご覧ください。</p> <p>申請地は、●●から東に1.3kmの位置にある畑です。土砂災害で発生した山土を利用して、盛土を行うため畑地造成されるものです。造成後は畑として利用され、野菜などを植えられる予定です。以上報告いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。現地調査をされた委員の報告をお願いいたします。</p>

村上委員	17番の村上です。事務局から説明がありましたように、この場所は、●●に向かって●●を通過して、100mぐらい進んだところに申請地があります。●●の●●番に資料5番の右側の一番上の所です。山の盛土を利用して、畑地造成をするということです。以上です。
議長	ありがとうございます。地元委員より補足説明ございましたらお願いいたします。
村中推進委員	推進委員の村中です。村上委員が説明されたとおりです。問題はございません。ご審議をお願いいたします。
議長	ありがとうございます。ただいまの報告案件につきまして、皆さんの方より何かご意見ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。それでは報告第1号を終わらせていただきます。 続きまして議事順位第6 報告第2号 農地法第18条 第6項の規定による通知についてを事務局より、報告事項の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	2件朗読。 合意解約2件について報告いたします。 1件目は農地中間管理機構を通じて権利を設定されるため、双方の合意により解約されたものです。 2件目も農地中間管理機構を通じて権利を設定されるため、双方の合意により解約されたものです。 以上報告いたします。
議長	両方とも管理機構絡みですね。
事務局	はい。
議長	よろしゅうございますか。特に発言ないようでございますので、報告第2号を終わらせていただきます。 では議事順位第7 報告第3号 農地転用現況証明についてを事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。
	い6

事務局	<p>3件朗読。</p> <p>現況証明願いの提出が3件ございましたので説明いたします。</p> <p>1件目、10ページ資料6をご覧ください。申請地は20年以上前に耕作放棄し現在は、原野一部竹林となっております。</p> <p>2件目、11ページ資料7をご覧ください。20年以上前に耕作放棄し現在は山林となっております。また、平成5年に農地法第4条許可を受け転用し、現在は工場敷地となっております。</p> <p>3件目、12ページ資料8をご覧ください。申請地は平成4年から現在に至るまで●●として利用されております。</p> <p>以上報告いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いします。</p>
村上委員	<p>17番、村上です。</p> <p>1番の件です。申請地は●●へ進み、●●を右に曲がって、●●の前が申請地です。申請者は20年以上前に耕作放棄し、現在は原野一部竹藪になっています。手前の水路なのですが、それはもう無いです。グラウンドはありました。●●番と●●番、これも間に道があって手前が水路になっています。そして●●番と●●番は一部竹藪になっています。●●番は宅地になっており、水路はきちんとできている。問題は無いと思います。</p> <p>2番の件です。●●を通り、●●から約10km行って●●を右に曲がって、●●を約200m行った所に申請地があります。ここは20年以上前に耕作放棄して、山林になっています。そして●●番は平成4年頃に4条の許可を受けて転用し現在は工場の敷地になっています。この周りは、山林になっています。ここも問題は無いと思います。</p> <p>3番の件です。先程、2番で言ったとおり●●の前を通って、左に曲がったらこの申請地があります。●●番はこの右側の写真です。舗装されております。先程、事務局が説明したとおりです。以上報告いたします。</p>
議長	<p>村上委員の方からの現地調査の報告ですが、私から補足いたします。3番目の●●の件ですが、この件は以前、●●の事情で駐車場として使用されておりました。現在、●●は廃業しておられます。そのままの状態でも舗装もされているしどうしようもないということ。また平成4年からっていうことでもう年数も経っておるので現況証明ってような形で上がってきたのではないかと思っております。別段現況証明でも問題は無いのではないかなというふうに思います。</p> <p>私からは以上です。地元委員より補足説明ございましたらお願いいたします。</p>

野上推進委員	推進委員の野上です。1番ですけれども、完全にもう原野化しておりました。村上委員のおっしゃったとおりでございます。以上です。ご審議の程よろしくお願いたします。
議長	原田推進委員、いかがでしょうか。
原田推進委員	推進委員の原田です。●●の件ですけど、村上委員の言われたとおりです。問題ないと思っております。以上です。
議長	3番目につきましては弘中委員が今日欠席です。私が先ほど申し上げましたとおりです。その他に、委員の皆さんより何かご意見ございましたらお願いたします。他にご意見無いようございましたら終わりたいと思いますがよろしゅうございますか。
委員	(はいの声)
議長	それでは報告第3号を終わらせていただきます。 それでは続きまして議事順位第8 報告第4 農地法第6条 第1項の規定による農地所有適格法人報告書について、事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	それでは別紙をご覧ください。別紙にありますように、法人報告書の提出がありました。提出されました報告書の事業の状況、構成員の状況等を審査いたしましたところ、適正でありましたことをご報告申し上げます。以上です。
議長	ありがとうございます。委員の皆さんより何かご意見ございましたらお願いたします。よろしゅうございますか。発言等無いようございましたら、終わりたいと思いますがよろしゅうございますか。
委員	(はいの声)
議長	それでは特に発言等無いようございますので、報告第4号を終わらせていただきます。 それでは続きましてその他に入りたいと思います。農業相談日の状況につきましては予約がございませんでした。したがって、農

事務局	<p>業相談は行っておりません。以上で本日の議案並びに報告案件につきましては全て終わりました。その他の所で委員の皆さんより何か発言等ございましたらお願いいたします。</p> <p>無いようでしたら今後の日程を事務局の方からお願いします。</p> <p>それでは今後の日程でございます。総会は9月14日の木曜日でございます。農業相談日は9月12日の火曜で、担当は安部委員と岸委員と依委員でございます。現地調査は、9月7日の木曜日でございます。担当は馬屋原委員と岸委員でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>現地調査と農業相談はよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは互礼を行います。</p> <p>ご起立お願いいたします、礼。</p> <p>午後3時45分閉会。</p> <p style="text-align: center;">議事録は正確なることを認め署名する。</p> <p style="text-align: right;">令和5年8月17日</p> <p style="text-align: right;">議長 _____</p> <p style="text-align: right;">署名委員 _____</p> <p style="text-align: right;">署名委員 _____</p>

